

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

(伊豆諸島森林計画区)

計 画 期 間 自 令和 4 年 4 月 1 日
 至 令和 9 年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で高まっており、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の林業の成長産業化に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、民有林とより緊密な連携を図りつつ、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導及びサポート、木材の安定供給体制の構築に係る事業等をより一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計による企業的な事業運営から一般会計において実施する事業運営に移行した。

この間、国際的には、平成27年に気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、森林等の吸収源については、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の保全・強化が位置付けられた。

また、同年には、国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に、「持続可能な開発目標」(SDGs)が掲げられ、その達成に向け、我が国においても、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針において、持続可能な森林経営の推進に取り組むこととされた。

さらに、平成28年には、生物多様性条約第13回締約国会議において、生物多様性の保全と持続可能な利用を農林水産業等において主流化し、愛知目標等の達成に向けた取組を強化する「カンクン宣言」が採択されたところである。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者(経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。)に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年度から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

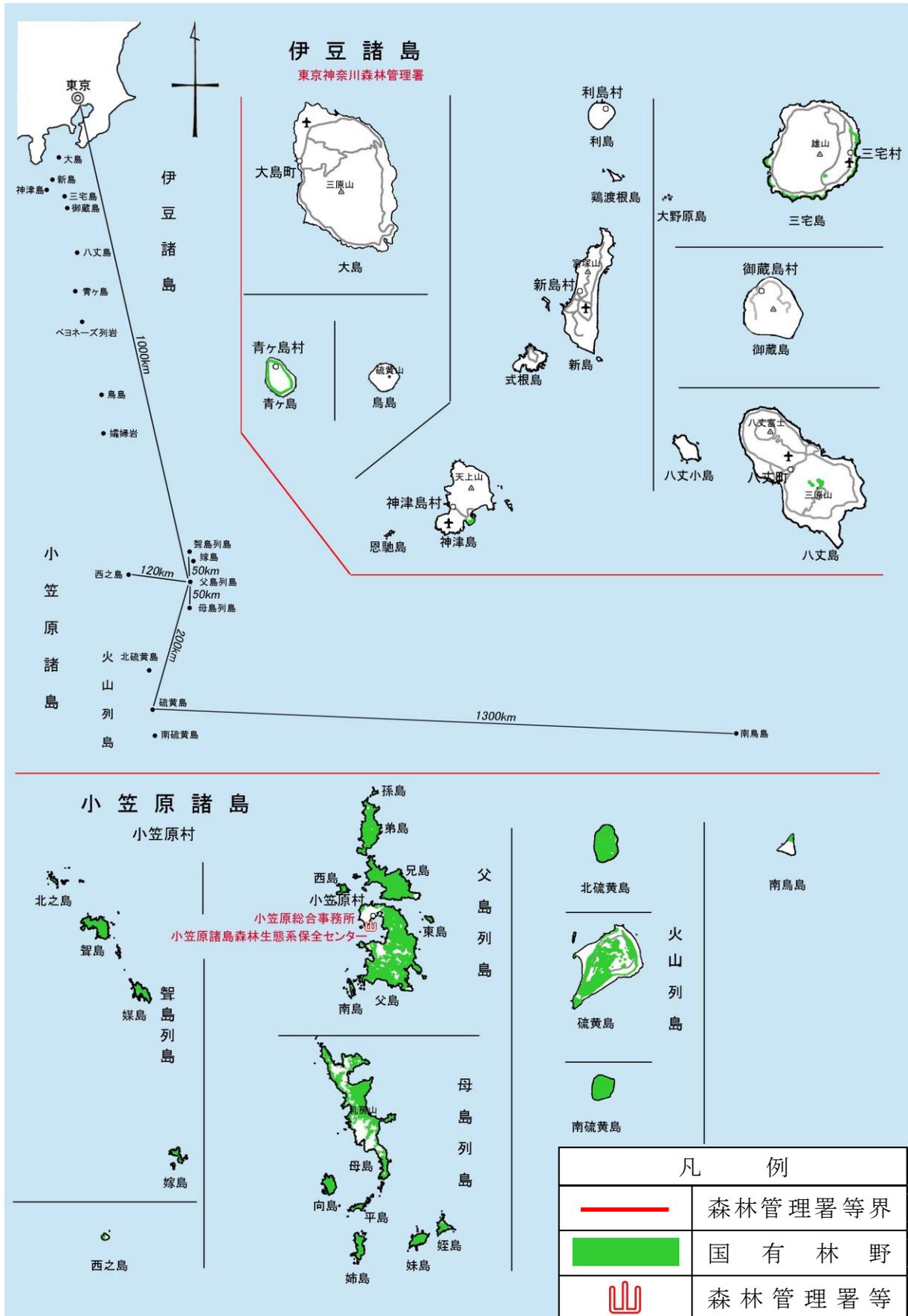
これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対す

る国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野全体を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むため、今後5年間の伊豆諸島森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、地方公共団体等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

伊豆諸島森林計画区の国有林野位置図



目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
② 国有林野の管理経営の現況及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	2
イ 主要施策に関する評価	4
(ア) 伐採量	4
(イ) 更新量	4
③ 持続可能な森林経営の実施方向	5
ア 生物多様性の保全	5
イ 森林生態系の健全性と活力の維持	5
ウ 土壌及び水資源の保全と維持等	5
エ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	6
オ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	6
カ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	6
④ 政策課題への対応	7
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	8
① 機能類型毎の管理経営の方向	8
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプ に関する事項	10
(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア	10
(イ) 気象害防備エリア	10
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	10
② 地域ごとの機能類型の方向	11
ア 伊豆諸島地域	12
イ 小笠原諸島地域	12
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	
① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	13
② 林業事業体の育成	13
③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	13
④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレストナー）等による 技術支援	13
⑤ その他	13
(4) 主要事業の実施に関する事項	14
① 伐採総量	14
② 更新総量	14
③ 保育総量	14
④ 林道等の開設及び改良の総量	14
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	15
(1) 巡視に関する事項	15
① 林野火災防止等の森林保全管理	15

②	境界の保全管理	15
③	入林マナーの普及・啓発	15
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	15
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	15
①	保護林	15
②	緑の回廊	16
(4)	その他必要な事項	16
①	野生動物等による被害に関する事項	16
②	希少鳥類の生息に関する事項	16
③	溪畔周辺の取扱いに関する事項	16
④	その他	17
3	林産物の供給に関する事項	17
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	17
(2)	その他必要な事項	17
4	国有林野の活用に関する事項	17
(1)	国有林野の活用の推進方針	17
(2)	国有林野の活用の具体的手法	17
(3)	その他必要な事項	18
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	18
(1)	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	18
(2)	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	18
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	19
(1)	国民参加の森林づくりに関する事項	19
①	モデルプロジェクトの森	19
(2)	分収林に関する事項	19
(3)	その他必要な事項	19
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	20
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	20
①	林業技術の開発	20
②	林業技術の指導・普及	20
(2)	地域の振興に関する事項	20
(3)	その他必要な事項	20
	森林の管理経営の指針	別冊

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、東京都の島嶼部（伊豆諸島（東京の南方約 120km～650km）及び小笠原諸島（東京の南方約 900km～1200km））を包括し、利根川広域流域に属する伊豆諸島森林計画区内の国有林野約 7 千 ha であり、当計画区の森林面積の 28% を占めている。

当計画区のうち伊豆諸島の国有林野は、神津島村、三宅村、八丈町及び青ヶ島村に所在し、豊かな自然環境と優れた景観を有しており、青ヶ島を除く地域が富士箱根伊豆国立公園に指定されている。

また、三宅島の海岸線沿いに位置している国有林野については、島民の生活を津波や高潮等から守る目的で潮害防備保安林に指定し適切に管理してきたが、平成 12 年の雄山の噴火及び放出された火山ガスの長期化に伴い甚大な被害を受けたため、現在でも継続的に海岸防災林の復旧・造成に取り組んでいる。

小笠原諸島の国有林野は、沖ノ鳥島を除く小笠原村の全島に所在している。小笠原諸島も伊豆諸島と同様に豊かな自然環境と優れた景観を有し、小笠原国立公園に指定されているとともに、南硫黄島全域は、自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、その保全が必要と認められ、原生自然環境保全地域に指定し立入禁止とされている。

また、小笠原諸島には独自の進化を遂げた小笠原固有の生物種が多数生育・生息しており、これらの保全と外来種の駆除等による小笠原固有の森林生態系の保全・修復を目的として、平成 19 年 4 月に「小笠原諸島森林生態系保護地域」を設定し、適切な保全と修復事業を実施している。

さらに、小笠原諸島の特異な生態系が評価され、平成 23 年 6 月に日本では 4 番目の世界自然遺産に登録されたところである。

小笠原諸島のうち有人島である父島と母島には、保全すべき対象や地形・地質等に応じて、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林及び保健保安林に指定し、島民の生活環境を守るため適切な管理を行っている。

林況は、伊豆諸島では三宅島に造成している海岸防災林のみがクロマツを主とした人工林（森林面積の約 0.1%）であり、他はタブノキなどの天然広葉樹が生育している。

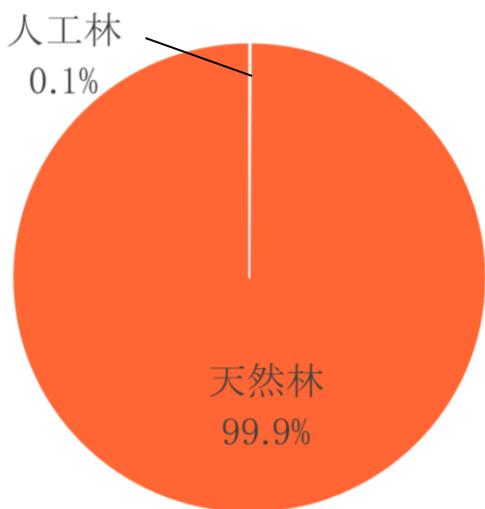
また、小笠原諸島では、固有種及び在来種で構成された天然広葉樹林の中に、主にアカギやトクサバモクマオウ等の外来種が混生している。

当計画区の各町村は火山由来の孤島であるため、平坦地が少ないことから農耕地面積も少なく、主に観光産業で成り立っている。

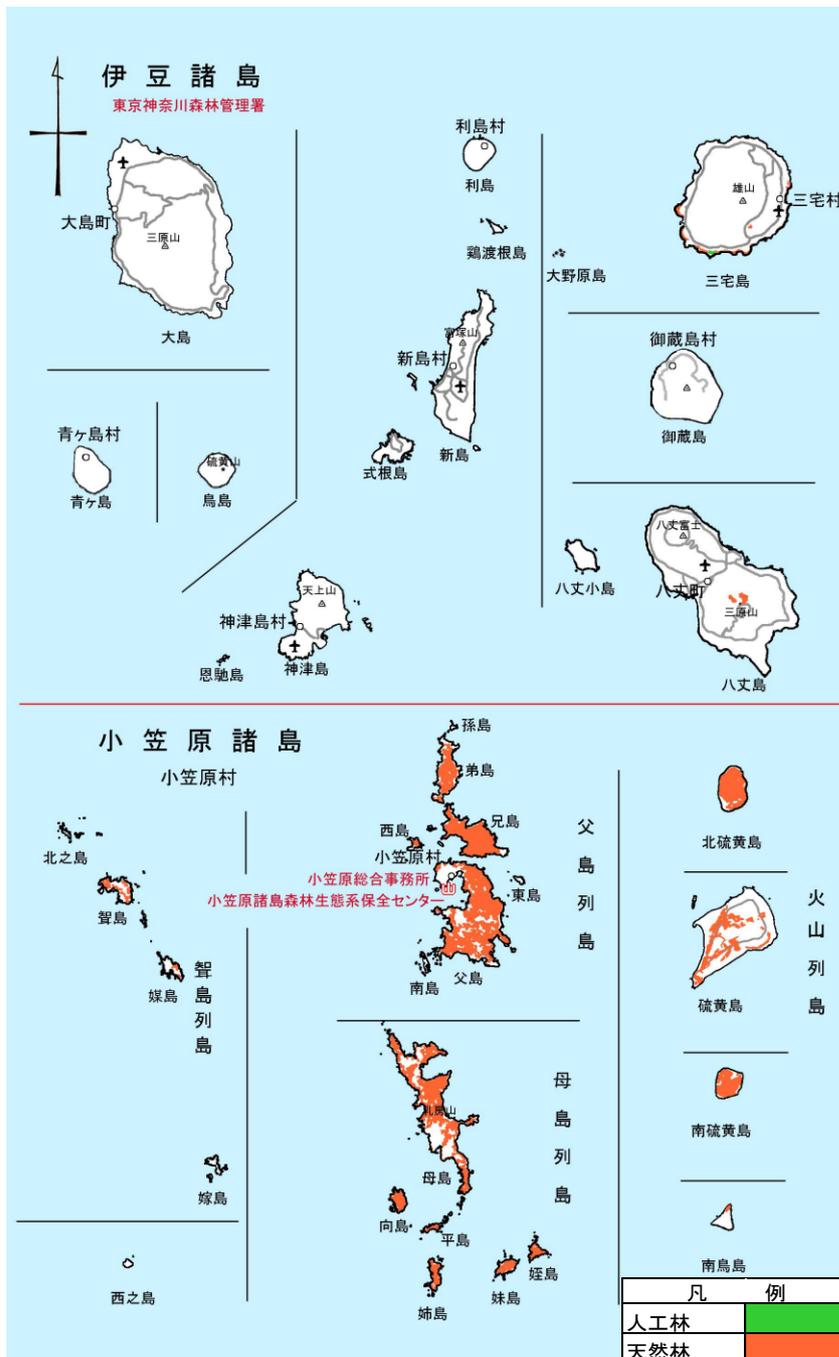
② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（令和3年3月31日時点）は、クロマツを主とする人工林が0.1%（約3ha）、広葉樹を主とする天然林が99.9%（約3.7千ha）となっている。（図－1、図－2参照）



図－1 人工林、天然林の区分（面積比）



図－2 人工林、天然林の分布状況

主な樹種別の材積を見ると、針葉樹ではリュウキュウマツなどが約 6 千 m^3 、広葉樹ではアカギなどの外来広葉樹が約 32 千 m^3 、その他在来広葉樹が約 228 千 m^3 となっている。(図-3 参照)

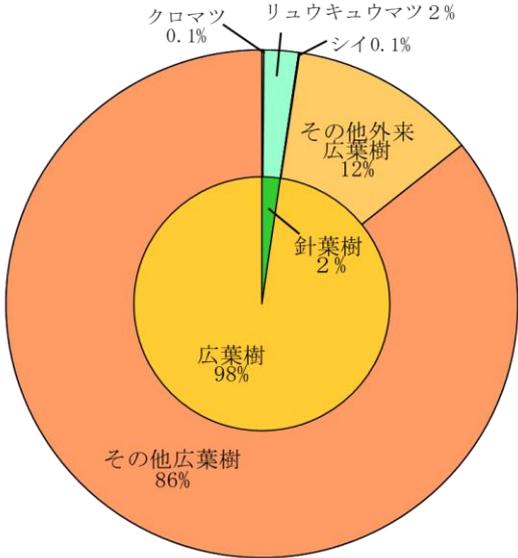


図-3 主な樹種構成 (材積比)

当計画区の人工林は、三宅島の海岸防災林であり、平成 12 年に雄山の噴火及び火山ガスの影響により甚大な被害を受けたことから、その復旧に取り組んでいる。(図-4 参照)

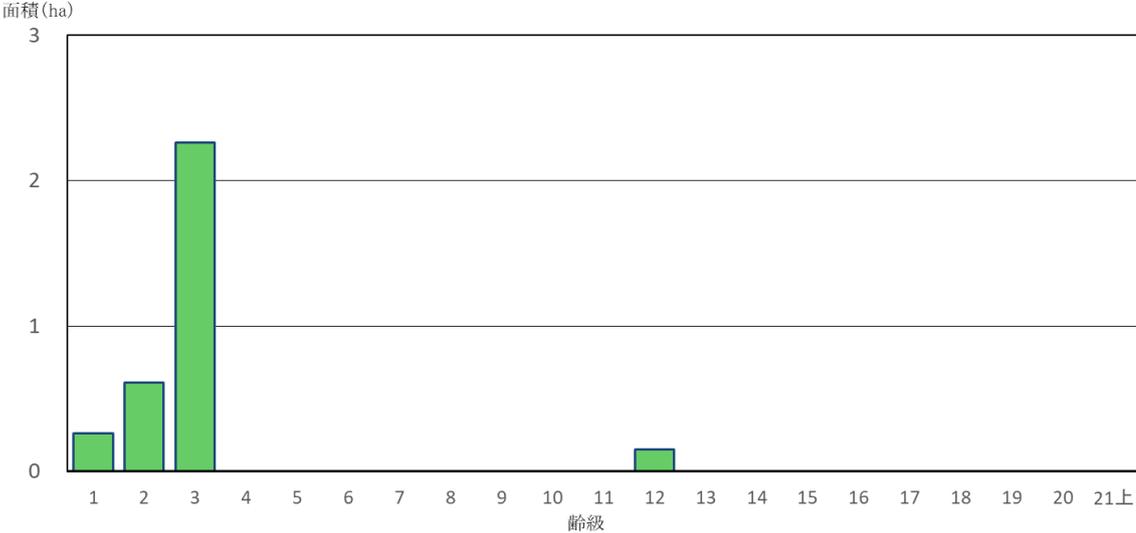


図-4 人工林の齢級構成

イ 主要施策に関する評価

第5次地域管理経営計画（平成29年度～令和3年度）における当計画区での主な計画と実施結果は次のとおりである（令和3年度は、実行予定を計上した。）。

（ア）伐採量

当計画区では森林整備のための主伐及び間伐は計画していないが、小笠原諸島固有の森林生態系の保全・修復を図るためアカギやトクサバモクマオウ等の外来種駆除を継続的に実施している。ただし、駆除すべき箇所・伐採量ともに専門家の意見を聴き実施の前年度に決定していることから、計画策定時点では箇所ごとの伐採指定ができないため、臨時伐採量として計上し実行したものである。このため、計画と実行の評価は困難である。

なお、臨時伐採量とは、国有林野事業の実施に伴って箇所ごとに伐採指定を行い、指定した箇所での伐採を原則とするものの、前述のとおり森林計画樹立時点では伐採箇所が決定していないため、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる見込み数量を計上しているものである。

（単位：m³）

区 分	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	4,300	— (—)	3,421	— (—)

（注）1 間伐欄の（ ）は、間伐面積（ha）

2 当計画区の伐採量は全て臨時伐採量であるが、便宜上主伐に含めた。

（イ）更新量

更新量は、小笠原諸島において外来種駆除跡地に在来植生による人工造林を1ha計画したが、在来植生の苗木の生産について現在試験段階であるため、人工造林による植栽は実行しなかった。

なお、三宅島雄山の噴火により被害を受けた海岸防災林等を復旧するため、治山事業により0.26haにクロマツ等の植栽工を実行した。

（単位：ha）

区 分	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	1	—	—	—

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、地域住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活かした民有林関係者への指導やサポートを通じて林業の成長産業化に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、我が国はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、森林生態系の衰退の原因となる外来種の駆除を推進し、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、外来種の駆除を行う場合でも森林生態系に対し、急激な変化を与えないよう適切な配慮を行うこととする。

また、野生生物の生育・生息環境や溪流環境の保全・修復など生物多様性の維持・向上に取り組むこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 外来種対策の実施
- ・ 小笠原諸島森林生態系保護地域（保護林）の適切な維持・管理
- ・ 希少鳥類の生息地における事業実施時の配慮
- ・ 計画的なモニタリングの実施
- ・ 溪畔林の保全・育成

イ 森林生態系の健全性と活力の維持

外的要因による森林の劣化を防ぐため、森林病害虫のまん延防止や林野火災等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行うこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 森林病害虫による森林被害の早期発見のための巡視
- ・ 林野火災を防止するための巡視・啓発活動
- ・ 三宅島雄山の噴火により被害を受けた海岸防災林の復旧

ウ 土壌及び水資源の保全と維持等

侵食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、外来種駆除事業においても、裸地状態となる期間の縮小等に配慮する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

エ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上を図ることとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 保安林の適切な保全・管理

オ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、環境教育等、森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組むこととする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 国民参加の森林づくりの推進
- ・ 森林環境教育の推進

カ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

上記ア～オに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握することとする。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」の活用や計画策定に当たって地域住民等から意見を聴取
- ・ 関東森林管理局のホームページ等を活用した情報発信の充実

④ 政策課題への対応

災害からの流域保全、地球温暖化防止、貴重な森林の保全、民有林との連携強化等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の 管理経営の 一層の推進	<p>【生物多様性の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小笠原諸島森林生態系保護地域」において、外来種の駆除を継続的に実施し、固有の森林生態系の保全・修復を図るとともに、計画的なモニタリングを実施し、良好な自然環境を維持する。 ・伊豆諸島のアカコッコや小笠原諸島のアカガシラカラスバト等の固有、希少な鳥類の保護を図る。 <p>【鳥獣被害防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に小笠原諸島に持ち込まれた哺乳類が野生化し、森林生態系や希少野生生物に悪影響を与えているノヤギ、ノネコ、ネズミ類の駆除を推進する。 <p>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波や高潮の勢いを弱めるため三宅島において海岸防災林造成事業、保安林整備を計画し、着実に実施する。
地域の森林 ・林業の成 長産業化へ の貢献	<p>【民国連携による効率的な森林整備等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民有林と国有林が連携した外来種駆除を推進 ・東京都の森林総合監理士等と連携し、市町村森林整備計画の作成や実行監理を支援するなど、民有林行政に積極的に貢献する。
国民の森林 としての管 理経営	<p>【国民参加の森林づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「モデルプロジェクトの森」において、必要な助言や技術指導等の支援を継続的に実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を促進する。 また、活動記録などを小笠原諸島森林生態系保全センターのホームページ等で公表し、広報活動を強化する。 <p>【森林とのふれあい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源としての活用が期待される国有林野について、重点的な環境整備、情報発信等を実施する。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型毎の管理経営の方向

森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化していることを踏まえ、当計画区の特徴を活かした地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合性に留意し、国有林野を国土の保全や気象害の防備を重視する「山地災害防止タイプ」及び、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」の2つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

また、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型区分との関係については、表－1のとおりである。

希少鳥類の生息には、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、アカコッコやアカガシラカラスバト等の希少鳥類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、希少鳥類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、「小笠原森林生態系保護地域」においては、外来種対策の実施、小笠原固有の希少鳥類の保護や利用による固有の森林生態系へのインパクトを軽減させる措置として、歩道は指定されたルートに限定しており、利用のルールに関しては、関東森林管理局に設置している「関東森林管理局保護林管理委員会小笠原諸島森林生態系保護地域部会」（以下「部会」という。）に諮り、地域関係者や専門家からの意見等を聴取し、その意見や助言を踏まえて対応することとする。

表－1 機能類型区分と公益的機能別施業森林の関係について

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林
	気象害防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 (立地条件により除外する場合もある)
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (立地条件により区分する場合もある)
森林空間利用タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (立地条件により区分する場合もある)
快適環境形成タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 (立地条件により除外する場合もある)
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養機能維持増進森林 (分収林については、契約に基づく取扱いを行う)

表－1 に用いた略称	正式名称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

「山地災害防止タイプ」については、山地災害による人命、施設等への被害や気象害による環境の悪化に対する防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり、土砂流出・崩壊防備エリア又は気象害防備エリアに区分して取り扱うこととする。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導することとし、その機能を維持するために必要な管理経営を行うこととする。

(イ) 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、その機能を維持するために必要な管理経営を行うこととする。

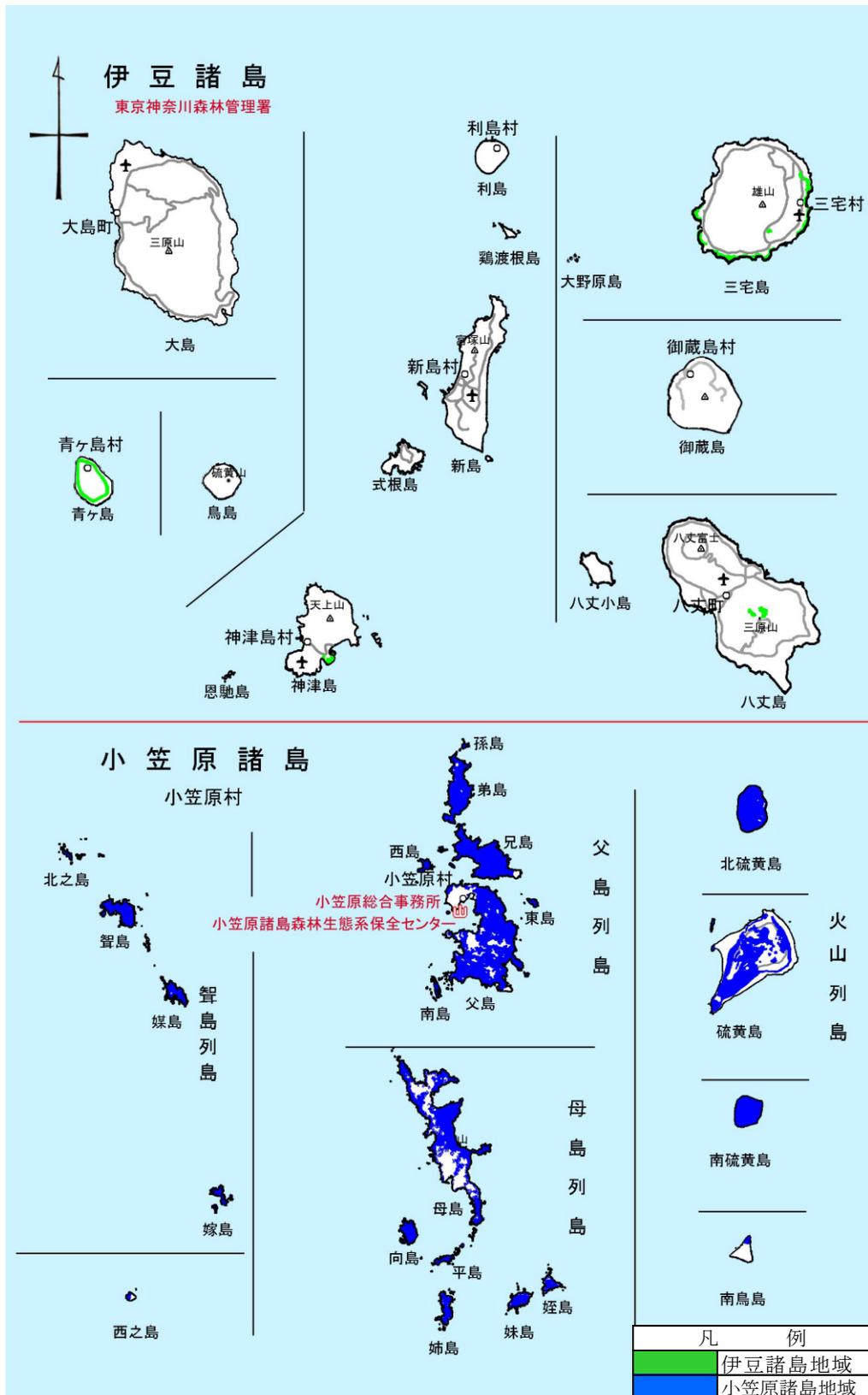
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

「自然維持タイプ」については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物の生育・生息環境の向上に資するために必要な管理経営を行うこととし、特に、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林生態系としてのまとまりを持つ区域や、地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林に設定して保護・管理を行うこととする。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、伊豆諸島地域及び小笠原諸島地域に大別される。（図－5 参照）
それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。



図－5 伊豆諸島森林計画区の地域別図

ア 伊豆諸島地域（300～304 林班）

当地域の各島に所在する国有林野は、火山由来の地質であり土砂流出のおそれがあるとともに、一部は土砂流出防備保安林及び潮害防備保安林に指定していることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害による人命・施設等への被害や気象害（津波や高潮など）による環境の悪化に対する防備機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、伊豆諸島の豊かな自然と優れた景観を有し、富士箱根伊豆国立公園に指定されている国有林野にあつては、自然環境と景観の維持に配慮することとする。

イ 小笠原諸島地域（1～40 林班）

当地域の国有林野は、小笠原諸島の面積の約6割を占めており、過去に一度も大陸と陸続きになつたことがない海洋島であり、独自の進化を遂げた小笠原固有の生物種が生育・生息しており、その特異な森林生態系を保全・修復するため、防衛省の航空基地が設置されている硫黄島及び南鳥島を除く国有林野を、平成19年4月に「小笠原諸島森林生態系保護地域」に設定した。その後、平成23年6月に日本では4番目の世界自然遺産に登録されたところである。

このため、当地域の国有林野は自然維持タイプに区分し、自然環境及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、南硫黄島原生自然環境保全地域及び硫黄島、南鳥島を除く地域が小笠原国立公園に指定されていることから、外来種の駆除等の事業を実施する場合であっても、自然環境と景観の維持に配慮することとする。

なお、硫黄島及び南鳥島の国有林野のほとんどが、航空基地用地等として防衛省に提供していることから、機能類型区分は行わないこととし、当該国有林野の管理経営に当たっては、関係機関等と調整を図り適切に行うこととする。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

当計画区に成立している森林は、林業経営に適した樹木がほとんどないことから、木材生産的な経営は行っていないが、地方公共団体など関係機関と連携を図りながら、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

特に、民有林においては、平成 31 年に森林経営管理制度の導入されたため、国有林としてもこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組むこととする。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

該当なし。

② 林業事業者の育成

該当なし。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

該当なし。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

これまで国有林野事業においては、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成してきたところであり、引き続き、必要な技術者の育成に取り組む。あわせて、東京都と連携して市町村の森林・林業行政に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

また、大学や研究機関等と連携した取組に努めるとともに国有林野の多様なフィールドの提供等を通じて民有林関係者の人材育成を支援することとする。

⑤ その他

小笠原諸島では小笠原固有の生物種が多く生育・生息しており、世界的にも希少かつ固有の生態系が評価されている。しかしながら、アカギやトクサバモクマオウ等の外来種の分布拡大による森林生態系への悪影響が懸念されている。

このため、継続的な外来種の駆除や侵入防止対策に取り組むとともに、各種団体との協定に基づき、地元住民が行う外来種対策活動を支援することとする。

また、伊豆諸島ではカシノナガキクイムシによる被害が確認されている。

このため、地方公共団体等と連携を図りながら、カシノナガキクイムシ対策に取り組むこととする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採等に関する計画量は次のとおりである。

事業としては、主に外来種の駆除であり、その実施に当たっては、民間事業体に委託することとしており、労働災害の防止に努めるとともに計画的な事業の発注に努めることとする。

なお、小笠原諸島における事業の実施に当たっては、当局が設置している部会等の意見を聴いた上で、外来種の駆除箇所や伐採量を実施の前年度に決定しているため、本計画の策定時点で箇所・伐採量ともに予定できないことから、過去の実績や外来種の侵入状況等を参考に臨時伐採量として計上している。

① 伐採総量

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	—	— (—)	4,730	4,730 (—)

(注) 間伐欄の()は、間伐面積 (ha)

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	—	—	—

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	—	—	—

④ 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
林 道	—	—	—	—
うち林業専用道	—	—	—	—

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 林野火災防止等の森林保全管理

当計画区の国有林野には、年間を通じて入林者がいることから、林野火災発生危険がある。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全するため、地方公共団体、地元の消防団及び地域住民等との連携を密にして、森林の巡視を強化し林野火災の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全・管理に努めることとする。

② 境界の保全管理

当計画区の国有林野と民有地との境界は、火山の噴火に伴う溶岩流や火山灰等の堆積による境界標識の埋没や亡失、境界標識の未整備箇所、国有林野と民有地が複雑に入り組んでいる箇所などが多いことから、境界標識の整備を進めるとともに既設の境界標識の確認作業に努め、国有財産の適切な保全・管理を行うこととする。

③ 入林マナーの普及・啓発

当計画区の国有林野には多数の入林者がいることから、ゴミの投げ捨てや自然植生の踏み荒らし等が危惧されている。

このため、地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等と連携を強化するとともに、国有林野において巡視活動や入林者へのマナーの呼びかけ等を行うグリーンサポートスタッフを雇用するなど、森林に入る場合の環境保全のための普及・啓発に努めることとする。

特に、小笠原諸島の国有林野面積の80%以上を小笠原諸島森林生態系保護地域に設定し、小笠原固有の森林生態系の保全・修復を行っていることから、森林生態系保護地域への入林に際しては、利用による固有の森林生態系へのインパクトを軽減させる措置として、歩道は指定したルートに限定しており、利用のルールについては、利用講習会やパンフレット等により周知を図ることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害の被害については、伊豆諸島においてカシノナガキクイムシによる被害が確認されていることから、地方公共団体等と連携し的確な防除対策に努めることとし、その他の森林病虫害の被害に関しては、早期発見と適切な防除、まん延防止に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

当計画区では1箇所、5,579haを「小笠原諸島森林生態系保護地域」に設定し、

「小笠原諸島固有森林生態系保全・修復等事業」を継続的に実施しており、その中で部会等の意見・助言等を踏まえ外来種駆除箇所の選定を行うとともに、各種モニタリングを実施し、森林生態系保護地域の状況についての的確な把握に努め、今後も引き続ききめ細かな保護・管理を推進することとする。

なお、保護林の取扱いについては、別冊「森林の管理経営の指針」による。

② 緑の回廊

設定なし。

(4) その他必要な事項

① 野生動物等による被害に関する事項

小笠原諸島では、移入した哺乳類で野生化したものに、ノヤギ、ノネコ、ネズミ類が生息しており、特にノヤギによる植物の摂食や踏みつけ等による植生破壊等の被害が大きかった。このため、東京都小笠原支庁や小笠原村が駆除を実施し、聳島列島及び父島列島の無人島では根絶したが、父島には依然として個体群が残存している状態である。しかし、父島でのノヤギの根絶までには時間を要することから、当面、保全すべき対象をノヤギにより食害を受けるおそれのある希少な植物種とし、防護柵の設置など必要な保全措置を行うこととする。

また、ノネコやネズミ類がアカガシラカラスバトや海鳥の繁殖に及ぼす影響が問題となっており、環境省、NPO 等が連携してノネコを排除・収容し、無人島では排除が完了した。有人島においてもこれらの関係者等と連携して排除に向けた対策を推進することとする。

② 希少鳥類の生息に関する事項

伊豆諸島では、天然記念物に指定されているアカコッコ、カラスバト、イイジマムシクイ、カンムリウミスズメなどが、小笠原諸島には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づき、「国内希少野生動植物種」に指定されているハハジマメグロ（特別天然記念物）やオガサワラノスリ、アカガシラカラスバト（天然記念物）など多数の希少鳥類が生息している。

これら鳥類の餌場や生息環境として森林の存在が重要であることから、希少鳥類のモニタリング調査を計画的に実施し、部会の意見・助言等を踏まえ適切な保全・管理が図られるよう努めることとする。

③ 溪畔周辺の取扱いに関する事項

当計画区の河川は小規模であり淡水産の生物は多くはないが、「国内希少野生動植物種」に指定しているオガサワラヌマエビなどの生息地となっていることから、溪畔周辺で事業を実施する場合には、水質の維持や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮することとする。

④ その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

特に、小笠原諸島の自然環境の保全・修復については、部会の意見・助言等を踏まえ、関係機関等との緊密な連携・協力の下、適切な管理経営を行うこととする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

該当なし。

(2) その他必要な事項

小笠原諸島におけるアカギ等の外来種の駆除木については、林道・道路等の搬出基盤が整備されていないため、搬出せずに現地に集積等しているが、その活用方法として木炭化等の検討もしてきたところであり、実用化されれば搬出可能な駆除木の供給についても検討することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、年間を通じて温暖な気候であり、豊かな自然環境や列島ごとに独自の生態系による多彩な景観を有しており、学術調査や自然観察、森林環境教育の場、ダイビング、ホエールウォッチング、魚釣りなど多くの人に利用されており、その利用形態は、離島であるため滞在型となっている。

これら自然環境を活用した観光産業は、地域の産業・経済に重要な役割を果たしていることに加え、政府一丸、官民挙げて観光先進立国の実現に向けた取組が行われていることを踏まえ、国有林野の優れた森林景観を観光資源として活用する取組を推進することとする。

また、今後も森林生態系の保全を最優先としつつ、自然とのふれあいや教育、文化、保健休養の場など多種多様な国有林野の活用に応えていくこととする。

さらに、農業をはじめとする地域産業の振興、地域住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等の公共・公益事業への国有林野の活用要望に対しては、国土の保全、自然環境の維持等公益的機能との調和を図りつつ、適切に応えることとする。

特に、小笠原諸島における国有林野の活用に当たっては、「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画」（令和2年1月）に基づき、小笠原固有の森林生態系への影響に配慮した適切な利用に努めることとする。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 建物、水路、歩道等一貸付け等
- ② ダム、公園、道路、水道施設、電気事業施設等の公共用施設、地域産業の振興一貸付け、売払い等
- ③ 防衛施設一使用承認等
- ④ ボランティア活動、森林環境教育の場一協定等
- ⑤ 指定ルートの利用一入林許可

(3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、各種法令等を遵守しつつ、当該地域の地方公共団体等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等と必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分行われていないものが見られ、その位置関係により、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす可能性があり、外来種の繁茂が国有林野で実施している駆除の効果に支障を生じさせる場合がある。

このため、国において国有林野と私有林野とを一体的に整備・保全し、民国双方の公益的機能の維持増進を図ることを目的とした、公益的機能維持増進協定制度を積極的に活用して、外来種駆除等の取組を推進することとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたり、森林管理局長は、森林所有者等から外来種駆除等に関する事業等を受任し、国有林野事業と一体的に実施することとする。その際、本協定による森林施業等に係る費用負担については、森林所有者等から費用の1/3を上限とした協力金を徴収することとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林づくりに関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを行う国民参加の森林づくり制度を活用して、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとする。

当計画区においては、「モデルプロジェクトの森」を4箇所設定している。

また、今後、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合は、積極的に応えていくこととする。

① モデルプロジェクトの森

「モデルプロジェクトの森」は、それぞれの地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理の実施を目的とした、地域住民や関係者との合意形成を図りながら、団体と小笠原総合事務所国有林課が協働・連携して行う森林の整備・保全活動である。

当計画区では、小笠原村においてモデルプロジェクトの森を4箇所設定しており、各団体が外来種駆除作業や海鳥類繁殖地の環境修復活動等、小笠原国有の森林生態系の保全・修復活動を行っていることから、今後も引き続きこれらの活動を支援していくこととする。

名 称	面積(ha)	位 置 (林小班)
村民の森	12.49	13 れ 14 そ 18 ぬ
西島の固有森林生態系の修復と保全の森	43.42	11 か、ホ
東島森林性海鳥の地	28.00	15 ほ、へ、ち、り
母島∞シジミ出会いの森	95.37	25 は 28 い1～い7、は1～は3 は5～へ8、か～よ9 れ1、れ2

(2) 分収林に関する事項

該当なし。

(3) その他必要な事項

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者等の民有林関係者など多様な主体と連携しつつ、森林環境教育を推進することとする。

また、児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのり

ーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組を推進することとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化を図ることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

① 林業技術の開発

特になし。

② 林業技術の指導・普及

特になし。

(2) 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林関係者への指導やサポート等、国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

(3) その他必要な事項

特になし。

用語の解説

(五十音順)

用 語	解 説
《あ行》 安定供給システム販売	地域材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材工場又は合板工場等との協定に基づいて国有林材を安定的に販売する仕組み。
意欲と能力のある林業経営者	森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者。
《か行》 カシノナガキクイムシ	体長5mm程度の甲虫で、カシ類、シイ類、ナラ類等の樹幹に侵入し、虫体に付着したナラ菌により樹木を枯死させる。 1980年以降日本海側の地域を中心にナラ類の枯死が発生し、現在も被害が続いている。
カスケード利用	原木をまず建材として利用できるように加工し、その過程で発生した端材等をチップ化してボード類やパルプに加工し、最終的に余った木くず等を燃料用に使用するという多段階での利用方法。
間伐	森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採。
気象害	風、潮、霧など気象要素によって発生する被害。
希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会	関東森林管理局において、希少野生生物の保護と森林施業等の調整を図るため、平成16年度に設置した常設の外部委員会。 本委員会の意見等を踏まえ、必要な調査等を行うとともに、科学的な知見に基づく適切な対応を進めることとしている。
機能類型区分	国有林の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営を一層推進することとし、それぞれの国有林を重視すべき機能に応じて、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の5つに区分し、それぞれの機能を最大限発揮させるための施業を推進することとしている。
共用林野	国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。利用の形態により、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野がある。
グリーンサポートスタッフ	国有林野における巡視活動や登山者へのマナーの呼びかけ等、環境保全のための普及・啓発活動等を行う森林保護員（非常勤職員）。
溪畔林	常時水流のある溪流や河川、湖沼、湿原等の水域と強い結びつきを持つ範囲にある森林で、流域全体の生物多様性や公益的機能の発揮上重要な役割を担っている。
更新	主伐に伴って生じた伐採跡地（無立木地）が、再び立木地になること。植栽による人工造林、天然力を活用し種子や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新がある。

用語	解説
《か行》 更新総量	計画期間（5カ年）に予定する更新量。 前計画期間に生じた伐採跡地等の更新量と、今期計画期間（5カ年）において計画する主伐箇所について更新期間を勘案して算出した更新量の合計。
国民参加の森林づくり	協定締結による国民参加の森林づくり制度は、国有林野で植栽、下草刈、歩道の整備等の森林づくり活動や体験活動を行うことができる制度。活動の内容により、「ふれあいの森」、「社会貢献の森」、「木の文化を支える森」、「遊々の森」、「多様な活動の森」、「モデルプロジェクトの森」に区分している。
国民保養温泉	温泉の効果が十分期待され、かつ健全な保養地として活用される温泉地を温泉法に基づき、環境大臣が指定する保養地。昭和29年に酸ヶ湯温泉、日光湯元温泉、四万温泉が指定され、令和2年11月末現在、全国で77箇所の温泉地が指定されている。
国有林モニター	国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度。モニターは公募により選定。
コンテナ苗	造林事業における初期投資の低コスト化を目的に、専用のコンテナ（マルチキャビティコンテナ）を利用し育苗した苗
《さ行》 樹冠	樹木の上部の枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になるが、周囲の影響などにより変わる。
主伐	更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがある。
樹木採取区	樹木採取権を設定した国有林野の一定の区域。 樹木採取区に生育する樹木を、一定の期間、採取できる権利を樹木採取権と呼び、鉱業権や漁業権と同様、物権とみなすもの。
巡検	国有林野と隣接する民有地との境界に設置された標識等の現況について確認する行為。
森林計画区	全国を流域別に都道府県の区域を分けて定めた区域。全国で158、関東森林管理局には31の森林計画区がある。
森林経営管理制度	森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託をするとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する制度。
森林作業道	林業機械の運行を想定して林内に作設する道。
森林生態系	森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称。

用 語	解 説
《さ行》	
森林総合監理士	森林・林業に関する専門的な知識や、豊富な現場経験から、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示し、市町村、地域の林業関係者等への技術的支援を実施する者。
森林病虫害	樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類を指す。
水源涵養機能	森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げ、洪水を緩和する機能のほか、水資源を貯留して川の流量を安定させる機能、雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化する機能がある。
水源の森百選	「緑と水」の源泉である水源の森を後世に引き継ぐため、保全・整備していくことが必要なことから、森林の所有者や地域住民の努力により昔から維持されてきた森林を林野庁が選定したもの。
生物多様性	生物多様性条約において、生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものとされている。
絶滅危惧 I A 類	絶滅危惧 I 類が絶滅の危機に瀕している種のことで、その中の I A 類は、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
《た行》	
特定母樹	特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものを農林水産大臣が「特定母樹」として指定している。
《は行》	
伐採総量	計画期間（5カ年）に予定する伐採量。 国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、前半5年分について計上している。
避難指示区域	避難指示区域とは、帰還困難区域、居住制限区域、及び避難指示解除準備区域のこと。
分収林制度	国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度。
保安林	森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を森林法に基づき保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするもの。

用 語	解 説	
《は行》	保育総量	計画期間（5カ年）に予定する保育量。 森林の現況や更新量に基づき、下刈、つる切、除伐の保育の種類別に施業基準を当てはめて計上している。
	法人の森林	企業等と国が森林を造成・育成し、伐採後の収益を一定の割合で分け合う制度。
	保護林	保護林とは、国有林野内の貴重な森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護及び遺伝資源の保護等を目的に設定するもの。設定目的により「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、「希少個体群保護林」に区分している。
	ホームページアドレス	関東森林管理局ホームページ ↓ http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/
《ま行》	緑の回廊	野生生物の移動経路を確保することにより、分断された個体群の相互交流や生育・生息地の拡大等、生物多様性の保全に資することを目的として、既存の保護林同士を連結するように設定された森林をいう。
	緑の雇用	「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）に基づき都道府県の認定を受けた林業事業者が新規就業者を雇用して行う研修等を支援する事業。
	猛禽類	肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類。 もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下している。食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながっている。
	木材需要の多様化	木材需要は従来の用材以外にも、合板用やパルプ・チップ用など加工して利用するものや燃料用などが増加し、多様化している。
	木質バイオマス	バイオマスとは、生物資源（bio）量（mass）を表す言葉で、再生可能な有機性資源（化石燃料を除く）のことであり、木材からなるものを木質バイオマスと呼ぶ。
	モニタリング	あるものの実態・状態を継続的に観測・観察すること。
	モントリオール・プロセス	我が国を含め、アメリカ、カナダ、ロシア、中国等の12カ国が参加し、森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための「ものさし」としての「基準・指標」を作成する国際的な取組の一つ。
《や行》	ユネスコエコパーク	生物圏保存地域（Biosphere Reserver：BR）は、1976（昭和51）年にユネスコが開始し、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としています。生物圏保存地域により親しみをもってもらうために、BRを日本国内ではユネスコエコパークと呼ぶ。

用語	解説
《や行》 要存置林野・ 不要存置林野	国有林野のうち、国において森林経営用財産として所属する森林原野及び附属地を要存置林野という。それに対し、国民の福祉等のための考慮に基づき森林経営用財産として供されなくなったものを不要存置林野という。
《ら行》 流域管理システム	我が国の森林は流域を単位として 158 に区分されており、それぞれの流域において民有林、国有林が連携して、森林の整備や林業・木材産業の振興を図ることを目的として「森林の流域管理システム」を進めている。
林業専用道	幹線となる林道と森林作業道をつなぎ、木材の搬出機能の向上を図る目的で、大型トラックによる木材の搬出を想定した必要最小限の道。
林業労働力不足	65 才以上の林業労働者の高齢化率の割合は 35 才未満の若年者率を上回っており、長期的には依然として林業労働者の減少が続いている状態。
臨時伐採量	国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上している。 なお、臨時伐採量は、主伐に含める場合がある。
林地残材	伐採した樹木を丸太にする際に出る、枝葉や梢端部、搬出されない間伐材等、林地に放置されている木材等のこと。
林道	一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道。
齢級	林齢（森林の年齢）を 5 年の幅でくくったもの。 1 齢級は 1～5 年生、2 齢級は 6～10 年生、10 齢級は 46～50 年生などとなる。
レクリエーションの森	国有林野の豊かな自然を森林レクリエーションの場として国民の皆様にご利用していただくため、山岳、溪谷、湖沼などと一体となった美しい森林や野外スポーツに適した森林を「レクリエーションの森」に選定している。 それぞれの森林の特徴や利用の目的に応じて、次の 6 種類（自然休養林、自然観察教育林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風景林、風致探勝林）に区分している。
路網	森林内にある公道、林道、林業専用道、森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたものです。森林施業を効率的に行うためには、路網の整備が重要となる。